

どうする2024年問題

職人目線で考える建設業の働き方改革

社長 → 従業員

従業員 → 一人親方

一人親方 → 会社

## ★ 建設業にも働き方改革がやってきた！



働き方改革って言うけど  
正直よくわからん



どうせいつも通り  
ですよね～

ちょ…ちょ、と待ってください！ 大きな変化が待ってるんですよ！  
私と一緒にみていきましょう！



### 改正ポイント1 時間外労働の上限が規制

これまで時間外労働の上限はなかったが、今後は 2024 年 4 月から法令違反で罰せられる

#### 時間外労働に関する 4 つの特別条項

1年 HP 10/720



年間 720 時間以内

1ヶ月 HP 17/100



1ヶ月 100 時間以内



2 ~ 6 ヶ月平均  
どこで計算しても 80 時間以内



1ヶ月 45 時間を超えて  
良いのは 6ヶ月まで

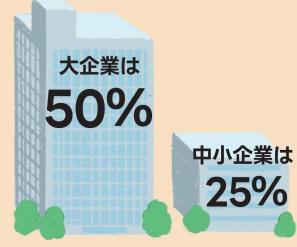


### 改正ポイント2 年間で有休消化 5 日以上



### 改正ポイント3 時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金の引き上げ

令和 6 年 3 月 31 日まで



令和 6 年 4 月 1 日から適用



※60 時間以下は従来通り 25%



# 労働時間の基本についておさらい



## そもそも法定労働時間ってなに？

法律で定められた労働時間の限度

1日8時間、週に40時間労働のこと

日	月	火	水	木	金	土
休	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	休

※法定休日：法律で定められた休日。毎週少なくとも1日



## 時間外労働をさせる場合どうする？

法定労働時間以上働く場合、会社と労働者が36協定を結ぶ必要がある

### 36協定の原則

時間外労働も月45時間以内  
年360時間以内までならOK

原則を超えて働く場合は、合わせて特別条項  
(改正ポイント1・3)の締結も必要

## 注意すべきこと



働き方改革の対象になるのは  
労働者の定義に当てはまる従業員のみ

## 偽装一人親方は犯罪！



本来は労働者として扱わなければならない職人を会社の都合で独立させ、請負契約の一人親方として扱うこと

## なぜ働き方改革をする必要があるのか？



なるほどなあ。でも、なぜわざわざそんな改革をする必要があるんだ？

実は他業種ではすでに開始しています。建設業は下のような問題をかかえており、すぐに変えるのは難しいとの理由で5年先延ばしされました。

## 建設業界の問題点

### 【働きすぎ】

全産業の平均より  
年間300時間以上働いている



### 【時代遅れ】

他の産業で当たり前になっている  
週休2日が取れていない



### 【慢性的な人手不足】

人手不足・職人の高齢化  
特に若手の働き手が不足



これらの問題を解決するために改革が行われるのです



なるほど～。僕らも働きやすくなる、てことですね～！



いいことばっかだな～！



## ところがどっこい！

ちゃんと対策を考えないと、大変なことになりますよ！



# 働き方改革で現場は大混乱！？



どうしたんや急に！ 改革することでマズいことでもあるんか？



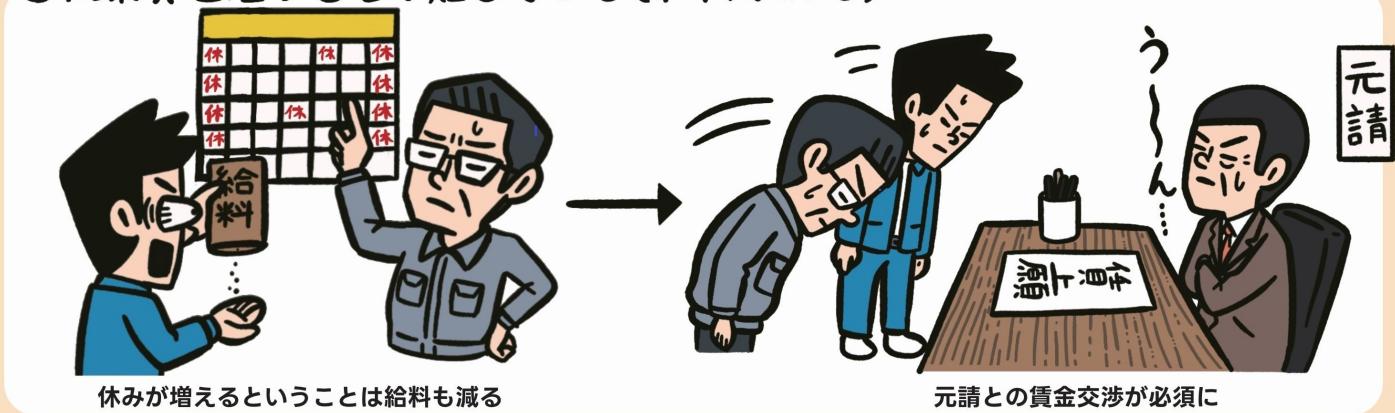
実はそうなんです。  
改正後、以下のことが起きるのではと言われているんです

## 働き方改革開始後に起きる問題点の一例（みなさんも考えてみましょう）

### ①工期短縮分の穴埋めを誰がやるか問題



### ②従業員を雇うことが難しくなる（給料が減る）



### ③従業員で稼げなくなり一人親方として独立すると…

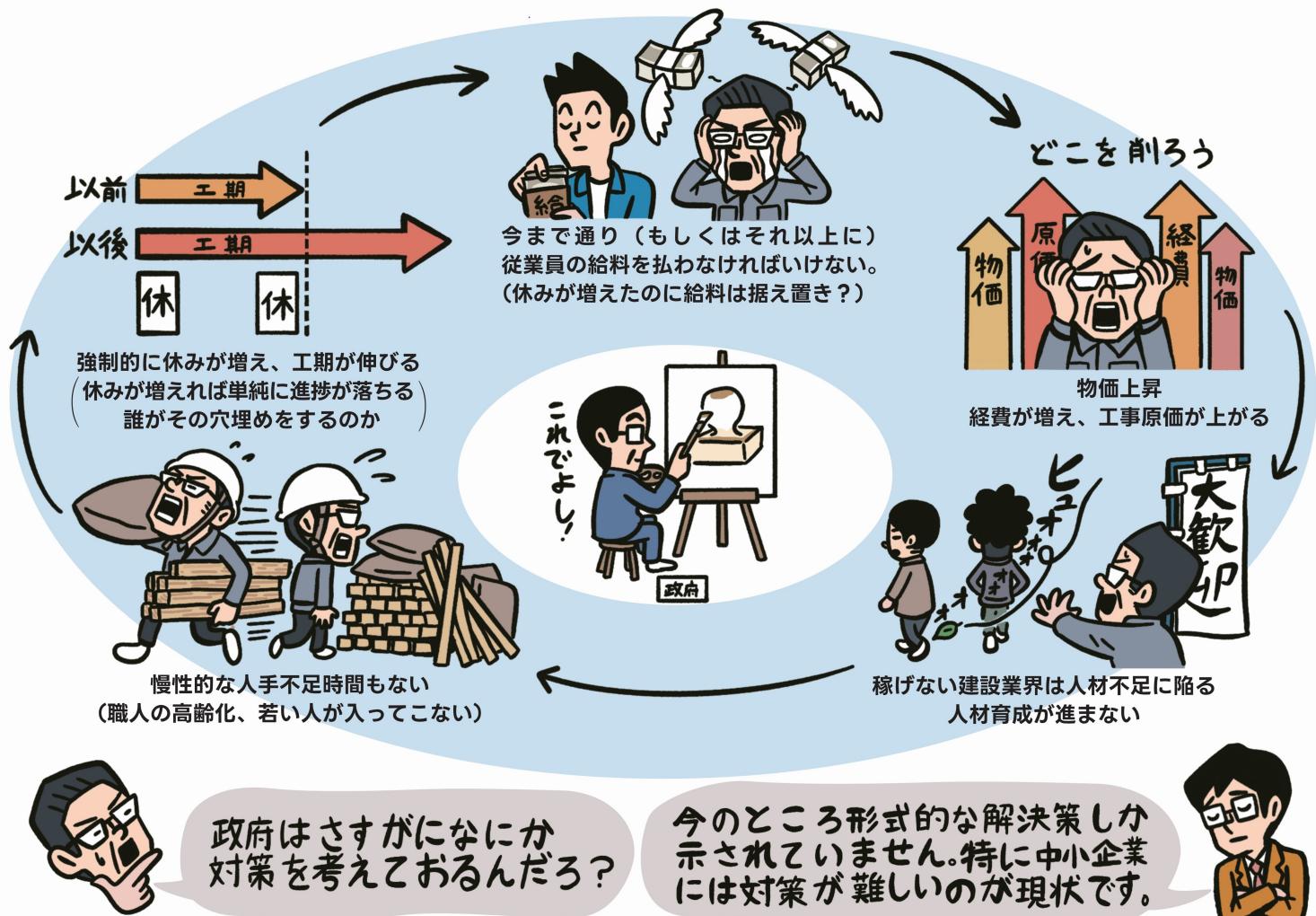


### ④自然淘汰的に倒産・廃業が増える



## 働き方改革によって生まれる悪循環の例

賃金水準が上がっていないのに、先に時間規制をやられたら生活ができなくなるのが現実。(小さい事業者ほど改善するのは難しい)



## 私たちがやるべき働き方改革対策の一例（みなさんも考えてみましょう）



会社によって事情も違いますが、それぞれの状況に  
合わせて今の働き方を少しずつ見直しましょう!

やるっきゃない!!